

エコファーマーマークご利用の皆様

旧マークが使用できなくなります！

静岡県は平成 24 年にエコファーマーマークの商標権を取得し、「静岡県エコファーマーマーク使用規程」に基づき、新しいマークの利用を進めています。旧マークについては包装資材等の在庫処分を目的とする場合に限り使用を許可してきましたが、**平成 26 年 3 月 31 日をもって旧マークは使用できなくなります。**

新しいマークは静岡県、認定番号、マーク説明文が記載されており、引き続きご使用いただけます。

新しいマーク



静岡県 認定番号1234567

(説明文)

エコファーマーとは、静岡県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針に基づき、持続性の高い農業生産方式を導入する計画を立て、知事等の認定を受けた農業者です。認定計画に基づいた農産物にエコファーマーマークを付しています。

旧マーク



<お問い合わせ先>

- ・ 静岡県経済産業部農山村共生課 電話番号：054-221-2626
- ・ または最寄りの農林事務所地域振興課